



# 「大崎市景観計画」を策定しました

～景観法に基づく届出制度が10月1日から始まります～

☎ 都市計画課都市計画担当 ☎ 23-8069

私たちのふるさと大崎市には、雄大な自然や世界農業遺産に認定された大崎耕土をはじめとする豊かな田園風景、これまで培ってきた歴史やこれまでに受け継がれてきた伝統や文化など、自然と人の営みが共生してきた素晴らしい景観が随所に見られます。

こうした多様な景観を市民、事業者、行政が協働して守り、育てるとともに美しい「大崎市」を創り上げることを目的として、令和3年3月に「大崎市景観計画」を策定しました。

本市では、計画の策定と並行して「大崎市景観条例」を3月に制定しました。今後、計画および条例の施行に伴い、令和3年10月1日から届出制度の運用が始まります。

## 大崎市の景観づくり

本市には、それぞれの地域に多様で素晴らしい景観や特色があります。そうした素晴らしい景観は一度失われてしまうと、元に戻すのはとても難しいものです。

高すぎる建物や派手な色の建物は、美しいまち並みや農村景観の妨げになります。景観計画では、建物を建てる際に配慮すべき基準や色の基準を定めることができます。

魅力ある景観を保護し、将来まで残すためには、こうした一定の基準を設けることが必要となります。基準を設けることにより、周囲の景観と調和しない建物が建つことを防ぐことができます。

これまで本市には、市全域の景観に関するルールがなかったことから、「大崎市景観計画」は、市の景観づくりの方針や指針となることを一つの目的としています。

また、景観計画をきっかけに、身近にある良好な景観を地域資源として再認識することで、地域への愛着や誇りの醸成につなげていきます。

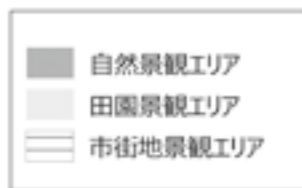
## 景観づくりの基本理念

大崎耕土に育まれた「こうじょう耕醸」の都(くに)を学び体感できる景観づくり

※「耕醸」とは、古来から大崎の地で生活や人が動いている風景を思い起こす「耕」と、本市の宝である文化や生業が結び付き、「醸」し出される情景を表す言葉です。

## 景観づくりの目標

- ① 自然・都市・文化など、地域の多様な魅力あふれる景観づくり
- ② 大崎耕土から生まれた文化・歴史を受け継ぐ景観づくり
- ③ 大崎らしさを特徴づける景観づくり
- ④ 未来の子どもたちに誇れる環境、景観づくり



▲ 図 景観エリア

## 景観計画の対象区域について

景観計画の対象となる景観計画区域は、市全域となります。

市域を土地利用に基づく「自然景観エリア」、「田園景観エリア」、「市街地景観エリア」の3つに区分し(図)、それぞれのエリアにその特性に応じた配置や規模、形態・意匠・色彩・素材、敷地の緑化などの基準(景観形成基準)や屋根・壁面の色に関する基準(色彩基準)を定めています。

鳥「マガシ」 ▶ 越冬のため飛来してくる市の

